

# 九州高等学校ゴルフ連盟規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、九州高等学校ゴルフ連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務局を会長若しくは理事長が所属する高等学校におく。

## 第2章 目 的

(目 的)

第3条 本連盟は、高等学校の教育の一環である部活動としてのゴルフを通じて、心身を鍛え、社会生活を営む上で必要な諸事項を身につけ、また、健全なる発達を計ることを目的とする。

## 第3章 事 業

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校ゴルフ競技会の開催
- (2) 高等学校ゴルフに関する指導、振興
- (3) 高等学校ゴルフの国際交流に関する事項
- (4) 中学校ゴルフに関する指導、振興
- (5) 他団体との連絡、調整および協力、提携
- (6) その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第4章 組 織

(会 員)

第5条 本連盟は、九州地区に所在するゴルフ部をもつ高等学校を以て会員とする。但し、ゴルフ部の組織をもたない学校の生徒でも会長の承認を得た者は、個人として会員となることができる。

(加 盟)

第6条 本連盟に加盟しようとするゴルフ部は、文書でその旨を学校長名を以て、又、個人として加盟しようとする者は、学校長及び親権者又はそれに代わる者を以て文書で連盟事務局に申請し、会長の承認を得ることを要する。

(加盟費)

第7条 本連盟に加盟しようとする学校は加盟費を、又、その学校のゴルフ部員は定められた登録費を納入し、登録しなければならない。

- 2 個人で加盟しようとする者は、毎年度始めに定められた登録費を納入しなければならない。

(除 名)

第8条 会員が次の各号に該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、除名することができる。

- (1) 加盟費を1年以上納入しないとき。
- (2) 本連盟の名誉を毀損し、または本連盟の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本連盟の規約または規則に違反したとき。

(懲 戒)

第9条 加盟校および登録会員が、前条第2号第3号に該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、除名のほかに次の措置をとることができる。

- (1) 訓告
  - (2) 出場停止
- 2 賞罰についての必要事項は、別に定める。

## 第5章 役 員

(種別および選任)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副 会 長 若干名
  - (3) 理 事 長 1名
  - (4) 副理事長 若干名
  - (5) 常任理事 各県1名
  - (6) 事務局長 1名
  - (7) 理 事 若干名
  - (8) 監 事 若干名
  - (9) 顧 問 若干名
  - (10) 参 与 若干名
- 2 会長は、理事会において推薦する。但し、会長は必要に応じ副会長を委嘱することができる。
  - 3 会長は、必要に応じて顧問および参与を委嘱することができる。
  - 4 理事長および副理事長は、理事会で互選する。
  - 5 常任理事は、各県より1名選出する。
  - 6 事務局長は、会長若しくは理事長が委嘱する。
  - 7 理事は、役員会の推薦により決定する。なお、会長は理事会の議を経て理事を委嘱することができる。
  - 8 監事は、理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

(職 務)

第11条 会長は本連盟を代表し、本連盟を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

- 2 理事長は会務の処理に当たり、副理事長はこれを補佐し、理事長事故あるときは職務を代行する。
- 3 事務局長は、本連盟事業の円滑な運営に当たる。
- 4 理事は本連盟の会務を審議、執行に当たる。
- 5 監事は会計を監査する。
- 6 顧問は本連盟・理事会の相談にあずかる。また、理事会の要請に応じて、理事と同等の活動もできる。顧問は、本連盟の旧理事及び退職顧問に委嘱する。
- 7 参与は本連盟の活動に関し諮問に応じる。参与は本連盟の現・旧顧問に限らず有識者にも委嘱できる。

(任 期)

第 12 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した役員の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とする。
- 3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合において欠員が生じる場合は、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 13 条 役員で、その行為が法令この規約に違反し、または役員としての品位を著しく損したときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、解任することができる。

## 第 6 章 会 議

(種 別)

第 14 条 本連盟の会議は、役員会、理事会とする。

(構 成)

第 15 条 役員会は、会長、理事長、副理事長、常任理事及び事務局長で構成する。

- 2 理事会は、会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長、理事および監事をもって構成する。

(権 能)

第 16 条 役員会は、本連盟の運営に関する重要な事項を相談し、理事会の付議に対し最終決定する。

- 2 理事会は、本連盟の議決機関として、次の事項を決議する。
  - (1) 事業計画および収支予算の決定
  - (2) 事業報告および収支決算の承認
  - (3) 議決を必要としない業務の執行に関すること
  - (4) その他本連盟に関する重要な事項で、役員会に付議すべき事項

(開催・招集)

第 17 条 役員会は、会長および理事長が必要と認めるとき会長が招集し、開催する。

- 2 理事会は、必要に応じ会長または理事長が招集し、開催する。

(議 長)

第 18 条 役員会・理事会の議長は、会長または理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 19 条 会議は、構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開会することができない。

(議 決)

第 20 条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

2 規約の改定は、理事会の議決を必要とする。

## 第 7 章 会 計

(会計年度)

第 21 条 本連盟の会計年度は、4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経 費)

第 22 条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 学校登録費            ¥ 10,000
- (2) 個人登録費            ¥ 4,000 (新規)    ¥ 2,000 (更新)
- (3) 競技参加料
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

## 第 8 章 雑 則

(雑 則)

第 23 条 本規約の他に、加盟規定、登録内規、競技規定、競技運営規則、賞罰規定については、日本高等学校ゴルフ連盟の規定に準ずる。

## 付 則

- 1. この規約は、平成 2 年 1 0 月 1 日より施行する。
- 2. 改定後の規約は、平成 3 1 年 4 月 1 日より施行する。